

## 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

### ①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

### ②施設名等

名 称： 札幌育児園

種 別： 児童養護施設

施設長氏名：

定 員： 90名

所 在 地：

T E L：

### ③実施調査日

平成26年2月18日（火）～平成26年2月19日（水）

### ④総評

#### ○特に評価が高い点

##### 1 「専門性に裏付けされたアセスメントと支援」

施設は、エコロジカル・アプローチを重視し、『職員心得』において「児童養護施設の援助は、子どもと環境との間に生じている問題の解決を援助すること、子どもの自立（発達）を援助することであり、これらを社会福祉の援助技術と隣接領域の技術を用いて援助するところに児童養護施設の専門性がある。社会福祉は科学であり、援助はソーシャルワークのモデル・アプローチを基に実践すること」と明記して手法を徹底しています。

また、「子どもへの援助は、問題の連鎖を防止する視点を持たなければならない。事後処理を繰り返すような仕事に専門性はない。」として、専門職としての視点も掲げています。

幼児においては、乳幼児精神発達診断検査（津守式）を用いて発達段階を確認し、支援に繋げています。専門職としての視点に立ったアセスメントを通して、子どもを取り巻く様々な環境から情報収集し、環境要因を分析して、援助方針と具体的援助方法を組み立てています。

職員は、そのための理論的思考とその手法、技術を教育され、全職員が毎週水曜日に参加する会議では、子どものケースを構造化して、すみやかに全職員が課題を共有できるようにしています。

このように、組織として職員が一丸となって実践を積み重ね、専門性の向上に繋がっています。

##### 2 「アフターケアとして意義の大きい児童自立支援基金」

児童福祉施設である児童養護施設は、原則的には18歳までの利用ですが、必要に応じて20歳までの措置延長が認められるようになりました。この18歳から20歳までの間は、未成年である子どもたちにとって、社会的な存在として空白期間になりがちです。

施設では、子どもの現状に応じて、できうる限り公平な社会へのスタートが切れるように支援しています。その柱となっているのが、法人独自で設立している『児童自立支援基金』です。児童養護施設の理解を広め寄付金を募ることで、経済的な支援の基礎としています。特に、高校卒業後の進学を希望する子どもにとって、措置延長の利用による支援の継続という基盤に加え、各種の奨学金受給の可能性だけでなく、この『児童自立支援基金』からの援助が可能となることは、大きな励みとなっています。

また、知的・精神等の障がいを持っている子どもには、関係機関・行政と連携して、障がい年金受給が可能となる20歳までの間、生活保護の受給に繋げることで、福祉施設・サービス利用に繋げています。

施設は、措置終了後までに、子どもたちが自立生活に必要な力をつけられるように自活トレーニングを実施しつつ、同時に、退所後の支援（アフターケア）として相談窓口を設置し、さらに法人独自の『児童自立支援基金』を設置して、子どもの将来を支援する取り組みをしています。

### 3 「代々受け継がれる時代を先行する施設長のリーダーシップ」

当該受審施設は、平成7年に児童養護施設としては全国に先駆けて、独自に不服申し立て制度を導入しました。そして、平成10年には、苦情申し立て制度を設けて第三者委員による苦情解決の仕組みを構築しました。

現任の施設長は、園の指針と根幹となる「理念」「基本方針」及び「職員の心得」を策定しました。その実現に向けて、人事、労務、財務等の多岐にわたる視点から、経営や業務の効率化と改善に向け日々、職員とともに活動されています。児童養護施設にかかわる施策や動向等については、全国児童養護施設協議会等の関係機関の会議へ出席することで情報収集に努めています。

また、協議委員を務めた人的ネットワークを通じて児童養護施設の動向を迅速に把握して運営に反映させています。

こうして、先代の施設長から受け継いだ、子どもの最善の利益を保証しようとする熱意を基幹職員等と共有しながら強いリーダーシップを発揮し施設運営を牽引しています。

## ○改善が求められる点

### 1 「人材育成としての人事考課」

人事考課の目的・役割は、賃金・処遇に差をつけることではありません。職員のやる気や職場の活性化に資することで健全な組織運営となります。

当該受審施設では、人材が人財であることを認識して、OJTを中心とした人材育成がなされています。育成した人財の職場定着と流出防止の為に、人事考課制度やキャリアパス等の仕組みの確立が望まれます。また、欠員した場合の職員を獲得するためにも、新人、中堅を問わず、職員自身の成長の方向性や将来性が展望できるようにすることが期待されます。

### 2 「子どもの成長の記録の整備」

当該受審施設では、全職員がすべての子どもの状況を把握するための全体会議が行われ、更に職員間の相談や連携が行われています。自立支援計画や個別援助計画も高い専門性からアセスメントを行い、臨床心理士等とのチームケアを展開しています。しかし会議の内容や実践についての記録が少ないことと、記録物全体の統一性がないために、支援の客観的評価や実践の証拠としては不十分と言えます。今後は会議録や支援過程の記載方法など、第三者が見てもわかりやすい記録方法が望まれます。

### 3 「インシデント（ヒヤリハット）の積極的な取り組み」

危機管理マニュアルには、「洗濯機に落ちた時」「階段を踏み外した時」等、子どもが施設で起こりそうな様々な事故を想定して対応が記述されています。実際に日常生活で子どもが遭遇する事柄には、職員は適切に指導しています。

また、25年度からは「施設環境点検シート」を使い、椅子の棘やグラつきを早期に直すといった子どもたちの安全にも配慮しています。

近年入所している子どもたちの中には、被虐待児を含めた発達障がいなど治療を必要とする割合が増えています。一般的な事故による怪我だけではなく、よりデリケートな支援が必要な子どもに対するリスクも把握することが望まれます。

その為にはインシデントを細かく取り、リスクが高まる要因を早期に把握することで支援の標準化を行い、その子の特性によっては個別援助計画に記載していくことが期待されます。

## ⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価を通じ力不足を感じています。今後も職員一丸となり、より一層のサービス向上に努めてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

⑥第三者評価結果

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結 果
1	① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	a
2	② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
3	③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
4	④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
5	⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厨房職員も含めた全職員が参加する週一回の会議により、一人ひとりの子どもへの対応方針が共有されている。共有されて一貫した対応は、子どもの担当ではない職員の養育・支援にもなっている。どの職員にも受け入れられるという安心感をもたらす支援は、子どもにとって施設以外の大人全般への信頼につながる。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような子どもの言動も常に受容できるように、施設内外の研修等で職員の支援技術等の、更なる向上を期待したい。</li> </ul>		
(2) 食生活		第三者 評価結 果
6	① 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
7	② 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
8	③ 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
(3) 衣生活		
9	① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
10	② 子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活		
11	① 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
12	② 子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a

<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育に関する年間計画があり、食堂に備えられた電磁調理器を使って、お菓子作り等の調理体験を子どもたちが楽しみながら学ぶことができる。</li> <li>・建物自体は古いが「施設環境点検シート」のチェックにより、施設内外の設備が快適に保たれている。</li> <li>・施設内は適温が保たれ、子どもが学校から帰る時間帯には照明を明るくして迎えている。</li> <li>・居室替えは必要に応じて年一回行い、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。</li> <li>・大浴室は、平成17年の改修時において男女別の浴室となったので、交代で入るあわただしさがなくなり、入浴時間に余裕ができています。</li> <li>・保護者に障がいのある場合を想定してバリアフリースイレを設置している。子どもが怪我をした時にも使い勝手がよい。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食を通じて学ぶことは多い。食堂では、子どもが厨房職員を他の直接処遇の職員同様、先生と呼んで慕っている。子どもにとっては生活指導を受ける直接処遇職員とは違う、食を通じた関係性を大切にして、子どもに、より日常的な食育の推進を期待したい。</li> </ul>
--

(5) 健康と安全	第三者評価結果
13① 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
14② 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
(6) 性に関する教育	
15① 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発達段階に応じて、日課にそった生活場面で自己管理できるように促している。</li> <li>・生育環境の影響で発達に影響がある子どもには、心理職や児童精神科医の知見を交えて検討し、得意な事、できることを伸ばしながら段階的に支援している。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性教育については、学校でどの段階でどのような内容の教育が行われているかにより、現在入所中の子どもに必要な内容を把握することが求められる。</li> <li>・性に関する教育に関しては、職員自身が学ぶカリキュラムとともに、子どもに対しても集団・個別の学びの場が期待される。</li> </ul>	

(7) 自己領域の確保	第三者評価結果
16① でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
17② 成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
18① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	a
19② 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
20③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a

<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しっかりとした自我を形成してほしいという支援者の願いと、自己イメージを確立させる手段として、職員と子どもで、一緒にアルバムを作っている。</li> <li>・子どもにとってより成長の過程を肯定できるよう、ライフストーリーワークを採り入れている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭管理について、小遣い帳を活用し、買い物の方法や貯蓄の大切さなどについて学んでいる。子どもによっては退所直後より、社会人として生活費のやり繰りをしなければならない。子どもが金銭管理できるプログラムの作成と実施が望まれる。</li> </ul>
---

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者評価結果
21① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
22② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
23③ 職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a

<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学力の向上や進学を希望する子どもに対し、学習ボランティアの受け入れや、塾での勉強ができるように支援している。ボランティア受け入れ姿勢に際しては、社会の多様な価値観や、自らの人間性も子どもに伝える相乗的な効果についても触れている。子どもにとっては、学生ボランティアからは進学のイメージを、社会人ボランティアであれば職業イメージが伝わる機会となる。ボランティアにも振り返りやアドバイスを行っている。</li> <li>・子どもの資格取得を奨励し、施設独自の自立支援基金を持ち、進学等に活用している。</li> <li>・各居室に書籍「13歳のハローワーク」を置いて、職員と子どもが将来の夢や職業について話し合うきっかけとしている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の立地上、遅くまで外出することは危険なため、原則、アルバイトは許可していないが、将来の就業などに結び付くためにアルバイトを許可した例はある。</li> <li>アルバイトに限らず、子どもが社会との接点を持つことは、自立に向けた準備や自立後に有意義である。今後も、職場体験等の受け入れについては、継続して働きかけを続け、子どもの興味や希望によって実施することが期待される。</li> </ul>
--

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者評価結果
24① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
25② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
26③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a

(11) 心理的ケア	
27① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの行動上の問題に関しては、問題行動のみに焦点を当てた場当たりの対応は避けている。行動の背景にある子どもの成育歴や心情などを含めた対応の検討には、担当職員だけでなく3名配置の心理職や児童精神科医、担当職員とその他の職員も加わっている。対応は、全職員参加の会議で周知がはかられている。</li> <li>・居室ごとの子どものグループダイナミクスにより、協調性を育み不適応行動への援助をはかっている。</li> </ul>	

(12) 養育の継続性とアフターケア		第三者 評価結 果
28① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。		a
29② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。		a
30③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。		a
31④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。		b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの進学のために措置延長を行っている。</li> <li>・施設独自の自立支援金の制度がある。支援金は、児童養護施設としての使命と熱意が理解された寄付金により支えられている。措置制度下において経済的にカバーできない部分を補い、子どもが社会人となるために必要な支援を行っている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退所や措置変更で家庭に戻ったり、他の施設に行くことになった子どもに、困ったことがあればいつでも相談できることを伝えている。今後は、子どもが後で思い出した時に連絡できるようにしおりのような文書を手渡すことが望ましい。</li> </ul>		

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結 果
32① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。		a
33② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。		a
(2) 家族に対する支援		
34① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。		a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10名のファミリーソーシャルワーカーを配置し、子どもや親からの訴えがあった場合は必ず対応するようにしている。</li> <li>・保護者に対しコモンセンスペアレンティングトレーニングを行い、子育ての技術を伝え、子どもとの関係が改善するように支援している。</li> <li>・入所した際の措置理由がなくなっても措置期間が長期に継続するケースが多い中、子どもにとって帰る家庭がある場合は、退所後の家族支援も視野に入れて親子関係の再構築に努めている。</li> </ul>		

### 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結 果
35① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	a
36② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
37③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	a
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
38① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a
39② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	a
40③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立支援計画及び個別援助計画は施設の方針としてエコロジカル・アプローチから徹底したアセスメントを行い、援助計画の枠組みをつくり具体的援助方法を決めている。</li> <li>・ 育成記録は個別援助計画と整合性を取り、子どもの支援目標の進捗状況を評価している。</li> <li>・ 記録媒体はUSBを使用しており、金庫で保管されている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底した情報収集を行い課題分析がなされているので、今後は、評価に至るまでの経過を表す書面が望まれる。評価に至った経過、根拠を示すことは、職員の自己評価、及び上司のスーパービジョンの焦点を明確にして効果的に行うことに連動する。評価までの一連の過程を書面化されることで、よりいっそう専門性が向上することを期待したい。</li> </ul>	

### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結 果
41① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
42② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
43③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
44④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	a
45⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
46① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	a
47② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	a

<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見箱を設置するなど、様々な方法で子どもの意向を把握する仕組みを試行錯誤してきた。子どもに個別に意見、希望を聞き取り、子どもの意向を反映させる仕組みとしては、毎月では、施設内の倫理委員である職員が行い、年2回は、外部の第三者委員が行っている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待措置児童や発達障がい等を持っている子どもたちが多いため、本人の気持ちや意向等を察知していく感性、スキル等の支援技術のさらなる向上が望まれる。</li> </ul>
--

(3) 入所時の説明等	第三者評価結果
48① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
49② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
50③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
(4) 権利についての説明	
51① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
52① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a
53② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	a
54③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
55① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
56② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
57③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
(7) 他者の尊重	
58① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道児童養護施設ケア基準」や「職員心得」等で児童養護施設「札幌育児園」としての権利擁護の方針が明確にされている。被措置児童虐待対応については、対応フロー及び公益者通報保護制度規定を設けている。</li> <li>・子どもの複雑な成育歴ゆえの問題行動や発達障がい等がもたらす対応で職員が一人で苦慮しないように、常に心理士と連携をとり、児童精神科医の訪問診療時にも助言を得ている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもからの意見は居室代表者会議、倫理委員からの聞き取り、日常の生活場面で把握するよう努めている。日常生活での要望・意見は、連絡日誌に記載して毎週行われる全体職員会議で取り上げることになっている。連絡日誌は、意見要望以外の記載もあり、また、記載がない日も多くある。今後、子どもの意見・要望・苦情の分け方、その処理とフィードバック、その後の公表までの過程を全職員が理解できるようにマニュアルを整備されることを期待したい。</li> </ul>	

## 5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結 果
59①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
60②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
61③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理マニュアルは、感染症だけにとどまらず「洗濯機に落ちた時」「階段を踏み外した時」「落書きした時」「花をむしった時」など様々な事故を想定し、子どもの安全確保を図っている。中でも「くまマニュアル」は熊に出会った時の状況によるフロー図と各対応がリアルに記載されている。熊出没の情報は市からダイレクトに通報が入るように即対応に備えている。施設を取り囲むように電気柵を貼り巡らせて熊の侵入を防いでいる。</li> <li>・「施設環境点検シート」により、設備・備品等の劣化状況を点検してリスク管理をしている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インシデント（ヒヤリハット）を記載しているが、分析に必要な実施期間の経過が経過していない。一年以上経過後は、収集したインシデントの分析からリスク要因を抽出することで、職員の予測的対応能力が高まることが期待される。</li> </ul>		

## 6 関係機関連携・地域支援

		第三者 評価結 果
(1) 関係機関等の連携		
62①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
63②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
64③	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流		
65①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
66②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	a
67③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	a

<b>(3) 地域支援</b>	
<b>68</b> ① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	a
<b>69</b> ② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設が所在する地域の町内会とは、昭和49年から合同運動会を実施してきた長い歴史を持ち、交流は活発に行われ、体育館は町内会や自衛隊に開放している。</li> <li>小・中学校等との連絡は頻繁に行われており、子どものケース会議も随時行われている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ショートステイは定期的な利用者も多く、地域の児童福祉サービス利用の向上に繋がっている。一方、併設する児童家庭支援センターの相談件数は伸びていない。センターは、施設が所在する地区に限定されない相談活動も行っている。このことの積極的な周知に期待したい。</li> </ul>	

## 7 職員の資質向上

	第三者評価結果
<b>70</b> ① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
<b>71</b> ② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
<b>72</b> ③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
<b>73</b> ④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童養護施設職員には、科学された援助技術を使える高い専門性が必要と考えている。これを実践するために施設長を頂点として、ベテラン職員と各専門職職員が効果的にスーパービジョンができる体制を確立している。</li> <li>直接処遇職員以外の事務職員や厨房職員を、子どもに一律「先生」と呼ばせて子ども支援の場を平等化している。子ども一人ひとりを全職員で理解して支援するチームケアとなっている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員一人ひとりの個別研修計画については、策定されて1年を経過していない。今後は、一人ひとりの研修計画を定期的に評価し、見直されることが期待される。</li> </ul>	

## 8 施設の運営

<b>(1) 運営理念、基本方針の確立と周知</b>	第三者評価結果
<b>74</b> ① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
<b>75</b> ② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
<b>76</b> ③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
<b>77</b> ④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a

<b>(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定</b>	
<b>78</b> ① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
<b>79</b> ② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
<b>80</b> ③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
<b>81</b> ④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
<b>82</b> ⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念や基本方針が、ホームページやしおりなどにも作成されており、職員へも事業計画へ明記することで、毎年定期的に説明できている。</li> <li>・家族などに対しても、支援計画の策定時などに、合わせて事業計画を説明し、理念や基本方針の周知ができている。</li> <li>・子どもには、子ども自身には大切にされる権利があり、他の人には自分が嫌がることはしない、というように一貫して伝えている。「お互いを尊重すること」として普段の支援の中で、わかりやすく理念・基本方針を周知している。</li> </ul>	

<b>(3) 施設長の責任とリーダーシップ</b>	第三者 評価結果
<b>83</b> ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
<b>84</b> ② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
<b>85</b> ③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
<b>86</b> ④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a
<b>(4) 経営状況の把握</b>	
<b>87</b> ① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
<b>88</b> ② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
<b>89</b> ③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	b
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長自ら、全国児童養護施設協会等の様々な会議や研修に参加し、変動する時代の潮流と政策的変化に対応するよう施設運営を牽引している。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・HPにおいて年度毎、収支決算報告書等を公開している。社会福祉法人審査基準では、法人規模に応じた外部監査の導入が望まれている。法人運営の透明性の確保と経営改善課題の発見・解決のため、必要に応じて外部の専門家による監査やアドバイスを取り入れることが期待される。</li> </ul>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結 果
90① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
91② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
92③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
93④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a
(6) 実習生の受入れ	
94① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生受け入れマニュアルに、児童養護施設として受け入れる基本方針が明確に示されている。受け入れにあたっては、実習を依頼された大学や専門学校の要請もあり、実習生の個々の課題・目標にそったプログラムや、メンタル面でも個人的に配慮するといった柔軟な対応をしている。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材が人財であることを深く認識して、OJTを中心とした人材育成がなされている。育成した人財の職場定着と流出防止の為に、人事考課制度やキャリアパス等の仕組みの確立が望まれる。また、欠員した場合の職員を獲得するためにも、新人、中堅を問わず職員自身の成長の方向性や将来性が展望できる客観的な仕組みが期待される。</li> </ul>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結 果
95① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
96② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
97① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a
98② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	a
<p>(特に評価が高い点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価の担当者を配置し、全職員が自己評価の課題抽出により業務の振り返りとなっている。今回、初めて受けた第三者評価では、課題に対する解決案が実行されていることが随所にみられた。</li> </ul> <p>(改善が求められる点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの支援に対応する直接処遇面の標準的なケアマニュアルは整備され、必要に応じて見直し改善されている。今後は、重要事項に示されている17項目のサービス内容についての標準的マニュアルについても整備が期待される。</li> </ul>	